

## ◆ 労働災害事例

### 〈事例7〉不燃ごみをごみ処理施設内に投入中、高所から墜落



#### 発生状況

ごみ収集車が持ち込んだ不燃ごみをごみ処理施設内に投入中、高さ19.38mから下に墜落し、多発性左右肋骨・胸椎・胸骨骨折ほかで死亡した。

このごみ処理施設の投入扉は通常、自動開閉式である。こぼれたごみを拾って投入する場合、投入口付近を水洗いする場合などには、手動で開閉できる。手動で投入口を開ける場合は、開口部の大きさによっては墜落の危険性があったが、発見時には全開の状態だった。

投入扉の横には墜落防止対策として親綱と環が設置してあり、安全帯の使用は可能だった。被災者は会社から保護帽と安全帯を支給されていなかった。

#### 原因

##### 【直接原因】

被災者は会社から保護帽と安全帯を支給されておらず、どちらも使用していなかったこと

##### 【間接原因】

- ① ごみ投入扉が全開の状態、こぼれたごみを拾って投入したこと。（被災者が投入扉を手動に切り替え、全開にした理由は不明）
- ② 労働安全衛生マネジメントシステムを実施しておらず、危険性等の調査や措置が実施されていなかったこと

#### 対策

- ① ごみ投入扉が開いた状態での清掃業務を廃止すること
- ② やむを得ず、ごみ投入扉が開いた状態での清掃業務を行う場合は、必要数の安全帯を支給し、着用・使用を徹底すること
- ③ 当該事務所を安全衛生委員会の構成員とし、墜落防止対策に係る調査審議を行うこと